

平安詩序の形式：自謙句の確立を中心として

木戸，裕子
九州大学大学院（博士課程）

<https://doi.org/10.15017/11918>

出版情報：語文研究. 69, pp.12-24, 1990-06-03. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

平安詩序の形式

——自謙句の確立を中心として——

木 戸 裕 子

はじめに

『宇津保物語』『祭の使』に次のような一節がある。

七歳にして入学して今年は卅(五)年、それよりいくまなこの
ぬケ、さうの盡んを期に定めて、大學の窓に光朗なる朝は、眼
もかはさず守る。光を閉ぢつる夕は、叢の螢を集め、冬は雪を
つどへて、室につどへたる事年かさなりぬ。作

勸学院の学生藤英こと藤原季英が、左大将源正頼邸での七夕の詩会で主催者の正頼に自身の窮状を訴える言葉の一部である。右は藤英の素性をたずねる正頼に口頭で答えたものとなっているが、対句仕立ての表現、そして典故として用いられている『蒙求』『車胤螢雪』の故事、さらには積年の沈淪を訴える内容など、平安朝詩序の末尾に頻繁に見出される、いわゆる自謙句と著しく似る。例えばこの物語の成立の上限と考えられる天祿年間の直前の天徳元年に没した大

江朝綱「重陽日侍宴同賦寒鴈識秋天」末尾の

如⁺臣者

久積⁺草螢之耀⁺ 漸老⁺木鴈之間⁺

材異⁺楨樟⁺ 待⁺七年⁺而有⁺媿

螢同⁺菊藥⁺ 樂⁺一日之逢⁺恩

〔本朝文粹〕

— 後略 —

の句は「草螢を積む」等の用語や長年の苦學が報われないことを述べる内容など、まさしく藤英の措辞に通うものであった。この朝綱の詩序のみならず、末尾に自謙句を備えた詩序は多く、以下に述べられるように、平安朝の半ばにはほぼ慣例となっていた。右に挙げた『宇津保物語』の例は、勿論詩序ではないが、詩会の席での言葉という点では、和文作品に投影された詩序的なるものの姿と言ってもよいのではないか。本来、個人的な述懐を述べるものではないはずの詩序にこのような句が現れるのは何故なのか。本稿は、この詩序末尾の自謙句を中心に、従来あまり論じられて来なかった詩序の形

式の確立について考察を試みるものである。^{注4}

なお、論を進めるに先立って、便宜上平安時代を四期に区分しておきたい。区分には種々基準が考えられるが、ここでは院政期の碩備大江匡房の『詩境記』の記述に従い、貞観・延喜期、承平・天曆期、寛弘期、そして残りを天喜年間以降をも含めて院政期とする。^{注4}又、考察の対象とした詩序は『本朝文粹』・『本朝統文粹』・『詩序集』・『菅家文章』・『江吏部集』所収の二百五十三首である。^{注4}

I

一般に「序」という場合、作品の前書きのことを指す。だが、平安時代、単に「序」と言えば多くの場合、漢詩の序、すなわち「詩序」を指した。勿論、勅撰詩集である『経国集』『文華秀麗集』『雲集』各々の序、『古今和歌集』の仮名序・真名序など、詩序以外の序も種々存在している。が、『本朝文粹』序の部に収められている百五十六篇のうち、百三十九篇までが詩序であり、又、『江談抄』の詩文に関する説話では特にことわらない限り、「序」という語で詩序を指すのが一般である。下って、鎌倉時代の実用的作文書といわれる『玉沢不渴抄』においても、「序體」として大部分は詩序の書き方に費やされている。これらの例を考えあわせると、平安時代、後述のごとく、特に中期以降においては、単に「序」と言えば、殆どの場合、「詩の序」を指していると言って良いだろう。しかも、我が国においては漢詩は宴を伴う詩会で作られることが多く、詩会では出席者たちが共通の詩題によって作詩するのが常であって、それゆえその詩序は詩会全体の序という性格が強い。

さて、詩序も日本の漢文学作品の常として、その先縦が中国文学に求められることは言うまでもない。既に奈良朝において、我が国の文人たちが、用語・素材・形式等あらゆる面で初唐四傑の作品、特に駱賓王や王勃の詩序を規範としていたことは小島憲之氏『上代日本文学与中国文学』下巻第六篇第一章「懷風藻の詩」に詳しい。それによると、

「——略——この序（注——下毛野朝臣虫麻呂「秋日於長王宅宴新羅客并序」の構成も、概論・會の様様・當日の風景・結び（執筆のかまへ）であり、その手法はやはり初唐詩序の形式による。」（二一九ページ）

とあり、初唐詩序と奈良朝詩序は同じく四段構成であるとされる。試みに各一篇を掲げる。

初秋於寶六郎宅宴 駱賓王

- ①六郎道合采葵、嘯懸鶉而製質、
諸君情諧伐木、仰登龍以締歡、
- ②于時一葉驚寒、下陳柯而捲翠、
百花凝照、澹虛牖以披紅、
- ③既而俱欣得免之情、共掩亡羊之淚、
物我雙致、匪石席以言蘭、
心口兩齊、混汗隆而酌桂、
雖忘筌載笠、興交態於靈臺、
而擲管操觚、叶神心於勝氣、
- ④益陳六義、詩賦一言、

即「事凝毫」成者先唱二云爾
〔《全唐詩》による。〕

五言 暮春曲宴南池一 藤原宇合

①夫 王幾千里之間 誰得勝地一

帝京三春之内 幾知行樂一
則有沈鏡小池 勢無劣於金谷一

染翰良友 數不過於竹林一

爲弟爲兄 包心中之四海一

盡善盡美 對曲裏之長流一

②是日也 人乘芳夜 時屬暮春一

映浦紅桃 半落輕旆一

低岸翠柳 初拂長絲一

③於是 林亭問我之客 去來花邊一

池臺慰我之賓 左右琴樽一

月下芬芳 歷歌處而催扇一

風前意氣 步舞場而開衿一

④雖歡娛未盡 而能事紀筆一

盡各言志 探字成篇一 云爾

〔日本古典文学大系「懷風藻」による。〕

駱賓王、藤原宇合の作はどちらも、①の部分で宴の場や出席者について概略を述べ、次に接続の詞「于時」「是日也」を介して②で詩宴の開かれた季節の景を述べる。そして「既而」「於是」と当日の人々

の交歓の有り様を描写するのが③の部分で、最後に④で宴の感動を詩に賦することを一同に促して一篇を終える、という構成になっている。他の作品では①の部分具体的な人や場に関する記述ではなく概論的なものであったり、②と③の順序が入れ代わったりすることもあるが、概ねこの構成であることに変わりはない。

このように奈良朝詩序が形式・用語・素材の殆どの面で初唐詩序をほぼそのまま襲っているのに対して、後述のように、平安朝詩序は明らかに本来の詩序とは異なった方向へと流れていくのである。その、平安朝詩序一般の形式についての現存する具体的な記述といえは、まず、先に挙げた『王沢不渴鈔』である。『不渴鈔』によれば、詩序の体は、全体を五段構成にすべきであり、また、詩序中に必ず詩題の意を込めるべきであるという。

一序ヲ呈ント欲ハ、五段ヲ存ス可シ。其五段トハ、時ノ景氣、若ハ事ニ随ヒテ之有リ。若シ春ノ日花ノ題ヲ得テ之ニ就テ一序ヲ綴ラハ先ツ題ノ意ヲ存ス可キ也。
〔無刊記板本 下巻三丁ウ 板本の返点、送仮名により訓み下す〕

五段落の中で詩序の基本的な構成要素とも言えるのは初段、三段、五段の三つである。残る二、四段のうち、二段は詩題に関連して「艶有ル様ニ」描写する段であり、四段は三段を受けて理を述べ重ねる段であって、個々の詩序によっては省略されることもある段である。

初段、三段、五段それぞれの内容は『不渴鈔』の内容を要約する

と、次のようになる。

まず、初段においては詩会の時期、場所、主催者（出席者）に応じて書き出しの型を

- 亭主ノ敏思名譽ヲ美ム 一様。
- 地形ノ勝絶奇異ヲ賦ス 一様。
- 時節ノ他時ニ勝ルコトヲ述ブ 一様。
- 景物ノ異物ニ超タルコトヲ詠ズ 一様。の四種から選択することを説く。（同四オ）

三段は、段の初めに「方今」唐の傍字を置いた後、題字（詩題）を載せる、いわば一序の中心ともなる段である。その載せ方には

- 艶ノ字ヲ以テ之（注一題字）ヲ荘ス。
- 直チニ題ノ字ヲ載スルノ様。
- 當句ヲ置キテ他句ニ対スノ様。
- 風情ヲ以テ題ノ意ヲ置クノ様。

の四種があるとする。（同四ウ〜五オ）^註
五段は、「如予者」等の傍字を置き、序者自らの不才を恥じる謙讓の句の段である。（同五ウ）

言い換えれば初段は冒頭部、三段は詩題掲載部、五段は自謙句と
いうことになる。

平安朝詩序の構成は概ねこのように説明できる。勿論、後代の間によって帰納的に分析されたものであるから、平安朝の文人たちがどの程度明確な規範意識を持って詩序を作っていたかは必ずしも自明ではない。だが、その形式・構成についてはおそらく右『不渴鈔』のようなおおまかな共通認識があり、それに基づいて個々の詩序が製作されていたと考えてよいだろう。^註

『不渴鈔』を通して見た平安詩序の構成で注意を惹くのは、三段の詩題掲載部と、五段の自謙句の存在である。前述の四段構成の初唐詩序と比べると、平安詩序の初段は初唐詩序①の概論にあたり、二段と四段が②③の会の模様、当日の風景にあたる。それに対して、三段の詩題掲載部については初唐詩序や奈良朝詩序に相当する部分が見られない。つまり平安詩序独自のものである。これは、詩会での共通の詩題による作詩によるという理由のほかに当時の句題詩の流行が大きな要因となっている。寛平年間に大江千里によって『句題和歌』が選進されたことから明らかに、句題詩の流行は既に九世紀末から始まり、院政期に至るまで日本の漢詩の一大勢力であった。^註前掲『不渴鈔』の記述の第三段に説明されていたような詩題掲載の定型化が行われるようになるのも納得がいく。詩題掲載部が詩序の構成要素として、定着したのは詩序自体に内在する原因によるといっても、句題詩の盛行という詩壇の嗜好に伴う問題であったと考えてよいのではないか。

II

前章では、平安詩序とそれ以前の詩序との共通点と相違点について概観した。句題掲載部は句題詩の盛行に関連して行われるようになったものであり、事柄を狭く詩序に限って言えば、平安詩序において最も特徴的と言うべきは末尾の自謙句である。しかし、それは初めから全ての平安詩序に備わっていたわけではない。貞観・延喜期では同時期の詩序全体の二十五パーセントであったものが、時代が下るにつれて次第に増加していき、院政期では全体の九十パーセ

ントが自謙句を伴うに至るのである。そこで、以下、平安時代、ほぼ全ての詩序に自謙句が伴われるようになる経緯について考察してみたい。

貞観・延喜期では自謙句は末だ詩序の構成要素として必ずしも必要なものではなく、自謙句を伴う詩序は散見される程度である。七十五パーセントに当たる三十三篇の詩序末尾は前述の奈良朝詩序と同じく「執筆の構へ」という形を踏襲する。すなわち、詩文作成の動機や意義を述べ、同席者全員の気持ちを代弁するものである。

この時期の自謙句を伴う詩序十一篇のうち、菅原是善の一作を除く十篇が天皇、又はそれに準ずる親王主催の侍宴詩序である。このことは、ここに現れる自謙句が天皇に対し臣下としてへりくだる為の特別な機能をもつものであることを意味しよう。この時期は臣下の主催による詩会の詩序で現存するものは少ないが、天王家主催の詩会でも自謙句を備えない詩序が多く、まだ末尾の自謙句が一般的ではなかったと考えられる。

承平・天曆期になっても詩会の場に応じて自謙句が見られたり見られなかったりすることは貞観・延喜期とかわりない。しかしながら自謙句の数はかなり増えており、本稿の考察対象としたこの時期の詩序の四十五篇のうち自謙句を備えるものは二十八篇で、割合にして六十パーセントに増加する。そのうち二十篇が天皇・上皇・親王主催の詩会でのもので、残りの八篇も大納言以上の有力貴族の主催する詩会での序である。前の時期に比べ、自謙句が詩序の構成要素として必要とされる方向に向かっていると言えるだろう。ただし、漢書や文選の意宴や釋奠での詩序には自謙句が見られない。

次いで寛弘期においては、前代の傾向を受けて、自謙句の割合は

増加し、同時期の詩序七十一篇の七十パーセント弱の四十八篇に及ぶ。承平・天曆期まで見られていた宮中での侍宴詩序と貴族の邸での私的な詩会での詩序との自謙句の有無の違いは殆ど見られず、自謙句は詩序に必要な構成要素として定着しているように見える。だが、承平・天曆期と同じく、釋奠・意宴詩序は末だ自謙句を伴わない。又、この時期盛んになり始めた寺社に詣でての詩会の詩序においても、自謙句が付されない傾向にある。

しかしながら、院政期に入るとそれまで見られていた詩会の性格に応じて自謙句が伴ったり、伴わなかったりする現象は全く見られなくなるといってよい。すなわち、これまで一貫して自謙句を伴っていなかった釋奠詩序でさえ自謙句を備えるに至るのである。『本朝統文粹』に収める藤原明衡・敦信・有信による釋奠詩序三篇すべてに自らの不遇を述べる自謙句が見出される。自謙句が構成要素として定着したと考えてよいだろう。

右に見て来た経緯、すなわち寛弘期から院政期にかけて、殆ど全ての詩序が自謙句を伴うようになった事理由は何か。それは詩序の役割や序者の立場と密接な関連がある為と考えられる。先述のように、貞観・延喜期の詩序の末尾には、宴の感動を詩に賦そうという同席者全員の気持ちを代弁し、詩作を促すための宣言が来る。序者個人の謙遜の意を述べる自謙句は必要ない。天皇、親王に対して、特に臣下の礼をとる場合に限り、自謙句が伴われるのである。

しかし、平安朝も半ば、承平・天曆期以降の詩序が原則として自謙句を伴うようになっていったのは、集団全体の気持ちを代弁し、詩会開催のいきさつを述べる実用文という色彩が濃かった詩序が、序者個人の作品という性格を強くしたことがその原因と考えられ

る。貞観・延喜期の主流である「執筆の構へ」型の末尾の句に「臣等」など複数の一人称で始まるものがあるのに対し、自謙句の書き出しは、必ず「如予者」など一人称単数、又は序者当人の名前であることが両者の意識の違いを明示している。

この時期に至ると宮中での詩宴のみならず、上皇の院や貴族の私邸においても盛んに詩会が催され、詩序は装飾的、儀礼的な性格を強くしていった。序者となった文人にとっては晴れの舞台であり、詩序は序者個人の作品として文人の技量を披露する手段となったのである。そうなれば、作品を披露する対象、就中、詩会の主人に対して、詩序末尾で謙退の辞を述べるのが礼儀であろう。そのように考えれば、釋奠や意宴での詩序、あるいは寺社における詩会での詩序に、初めのうちは自謙句が伴わなかったのも納得がいく。思うに、前者は経学の奨励の爲のものであり、後者は仏道に志を同じうするものの集まりであることから、詩会の主人役の地位はさほど重要ではなく、従って、謙退の辞も必要とされなかったのであろう。しかし、通常の詩会の詩序に自謙句が定着し、その数が増加していくにつれて、詩会の性格いかに関らず一律に自謙句が伴われるようになったのではないか。

III

自謙句が詩序の構成要素として必要とされるようになった経緯は以上のように概観できる。だが、自謙句は時代につれて単に増加しただけではない。その内容にも変遷が見られるのである。自謙句の内容は前述の『不渴鈔』では不才を述べるものを掲げるのみだが、

個々の平安詩序を具体的に見ると、その内容はさらに次の三種類に細分化できよう。

- 一、自身の不才を述べる
- 二、自身の不遇を託す
- 三、恩恵を願う

就中、平安時代の半ば以降、二、三、すなわち不遇をかこち、恩恵を願う内容がしばしば見出されることが注目される。

自謙句が一般的でない貞観・延喜期の詩序では、自謙句を伴う場合でも、内容は儀礼的に自己の不才を恥じる程度にとどまっている。長いものと短いものがあるが、最も簡単に慣用的な謙辞を使つたものとしては、都良香の「陪左丞相東閣聽源皇子初学周易」がある。

良香 謹奉^デ高命^ニ 不敢^チ違^ハ之^ニ
聊染^カ疎毫^ヲ 上^ニ其都序^ヲ 二^ニ爾^カ

「疎毫(拙い筆)を以て総序を呈す。」という現在でもしばしば耳にする類いの表現である。より複雑化し、個々の詩会に即した修辞を凝らすと、三善清行の「大極殿成命^レ宴^ニ」の例となる。

清行 幸預^ニ登閣^ノ之遊^ヲ
遂之^ニ 研京^ノ之興^ヲ 詞屬^ス詞詩^ニ
空慙^ニ麒麟^ノ之賦^ヲ 慶餘^ニ手足^ノ
請比^ニ燕雀^ノ之賀^ヲ 謹序^ス

句中の「登闈」は昆命山に上ることで殿上を指し、「研京之興」「麒麟之賦」は共に『文選』所収の張衡作の「西京賦」を指す。又「燕雀之賀」は「淮南子」「説林訓」を出典とし、小鳥である燕や雀に小人である自分を比して、「幸いにも大極殿落成の祝宴に列なることが出来たものの、不才の身で『西京賦』のごとき立派な作を以て慶びを表すことが出来ない。どうかこの序はほんのつまらない作と思つてほしい。」というもの。他の文人では紀長谷雄、菅原道真などにも同様の典故を利用した自謙句が見られる。いずれも会の盛儀とそれにふさわしからぬ己の不才と未熟を述べる。

右に見て来た自謙句は自己の不才を恥じる儀礼的なものであったが、それとは多分に性質を異にするものも二篇存する。後に頻出する自己の不遇を託ち為政者の恩恵を願う型である。うち一例を掲げる。

臣有一事、非富非壽。

家貧親老、庶不擇官、云爾。

小野美材「七夕代牛女惜晩更」

「私の（七夕の）願いは富でも長寿でもない。家は貧しく親も老いたので、どんな官職なりともお仕えしたい。」と述べるこの句は七夕の詩宴における応製詩序である。「家貧」以下は『孔子家語』を引用しているものの、単なる典故の利用にとどまらない切実さが窺える。後述の不遇をかこつ自謙句が頻出する寛弘期以降とは違い、自謙句自体の数が少ないこの時期に末尾で不遇感を述べるのは例外的であり、それがこの句を切実なものと感じさせるのかもしれない。

承平・天曆期も、自己の不才を恥じる慣用的な謙辞が多いのは前と同じである。異なるのは、自謙句の三分類のうち、貞観・延喜期では例外的であった不遇をかこつ型がここに至って急増している点である。例を掲げてみると、菅原文時フナトキの「秋日聴アキノヒ」第八皇子始読御注孝経」に

文時 腐儒薄徳、謬列鄒枚。

位纒、正議大夫、官猶員外李部。

染シメ学而老、倦シ朝而衰。

喜シ陪梁遊、暫シ慰楚嘆、云爾。

とある。「鄒枚」は『史記』司馬相如伝などによる語で文人のこと、「正議大夫」は正四位上を指す。「梁遊」は「鄒枚」と出典を同じくし、王の宴遊を意味する。「楚嘆」は『楚辞』に見える屈原の嘆きで、不遇の嘆きをいう。「自分は徳少ない儒者でありながら、誤つて文人の列に加わっている。位官はわずかに正四位部省の権官という有り様で、学問に携わつたまま年老い、官仕えにも倦んで心身は衰えてしまった。今日の皇子の宴遊にお共に、しばし不遇の嘆きを慰めたく思う。」となろうか。二行目からは長年の研鑽が報われぬまま老いを迎えた嘆きから綴られ、内容も具体的である。いったいに、この時期に述べられる不遇感フコは積年の学問研鑽が報われないことが中心となり、それと共に老いの嘆きナガシが加わることも多い。冒頭に掲げた大江朝綱「重陽日待フユノヒ」宴同賦「寒鴈識フユノヒ」秋天」の末尾も、長年研鑽を積みながら、七年をかけても対策に及第せず、不才を恥じながら老いてきた自分の境遇をかこち、今日重陽の宴に陪することができた

のを喜ぶという内容であった。
さらに、源順になると、例えば

但有好學無益者 前泉州刺史順也

一生貧而樂道 徒繼原憲之前蹤

九年沈於散班 空添嵇含之左贊

「暮春陪上州大王池亭同賦渡水落花來」

「自分は貧困の中でも道を楽しんできたが、九年も散位のまま、髪も白くなってしまった。好學も無益なことであった」といささか開き直りとも取れるような調子で断言するのである。

右は不才を恥じながらもその後の不遇感を述べることにより、序者の屈折した自負心が窺えるのだが、他方自身の不才は棚に上げ、単に不遇のみを述べる作もある。「課試に合格したものの、二年を経ても天皇の恩は蒙らないままだった。朱雀上皇のお側にお仕えることができた今、くつろいで花の宴に酔っている。」という菅原輔昭の「春日同賦隔花遥勸酒」がそれである。

輔昭 泝於李門之浪二年 朝恩未及

蹈於蓬壺之雲十日 夜飲既酣

厭厭然 獨迷花酒之下 云爾 謹序

この句は、不才については何も言わない。この序は朱雀上皇主催の詩宴での作であり、それゆえ上皇の恩を強調するには「二年朝恩未だ及ばない状態にあった自分を述べる必要があった。いわば、主

催者に対する称賛の意が自己の不遇感と表裏一体となった自謙句である。これは次の寛弘期の自謙句になると頻繁に現れるようになる。

VI

承平・天曆期までは未だ不才を述べるのみの自謙句のほうが多かった。それに対して寛弘期では不遇感抜きで不才のみを述べるのは自謙句全体の三分の一となり、その割合は減少する。しかも紀吝名や慶滋保胤、藤原惟成など活躍した時期が寛弘年間のやや前になる文人の作が多数を占める。この時期の主流となるのは、不才を恥じるだけではなく、それと共に不遇をかこつものである。不才については特に言及せず、不遇感のみを訴える句も幾つかあり、両者が同等、あるいは不遇感のほうによりいっそうの比重がかかって来ているようにさえ見える。表現も以下の例に見られるように漢籍の典故を用いた隔句対の複雑なものが多い。

のみならず、詩会の主人の存在が強く意識されることも、寛弘期の特徴として挙げられる。この傾向は、寛弘期を代表する文人である大江匡衡の詩序に著しい。例えば、「夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳趣」に

匡衡 蓬壺蹈雲 葵心向日

雖才非一驥 心慙賢相之廻顧

而官有二龜 首戴聖代之朝恩

幸屬盛遊 何不記錄 云爾

とある。「蓬壺」は宮中、「葵心向日」は葵の花が日に向かうごとく心が君主の方に向くこと、「一驥」は優れた才能、「二龜」は二官を兼ねること、不才の身でありながら、左大臣道長や一条帝から分不相応な恩を戴くことを恥じる内容である。これは不才を恥じると同時に、恩恵を授けてくれる詩会の主人役に対して謝意を表すものともなっている。

同様に主人の存在を意識する自謙句は大江以言にも見られる。例えば、「夏日陪左相府池亭同賦松声当夏寒」には

以言 翰林老而未逢採擇 高仰槐陰之露

詞華備而漸將荒蕉 唯任蓮府之風
慙非重席之才 慙染柔筆而記云爾

とあり、「文章博士のまま年老い、それ以上には用いられない。そのため詩文の業も慵く、質が低下していくばかりなので、後は左大臣道長の御心に任せるだけである。このような席で序者となる才もないのに拙い序を記すのはお恥がしい限り。」と云う。

右の二篇は、不才を恥じる句をも含み、不遇感を述べるものの、詩会の主人に対しては謝意を表したり、自分の窮状を救ってくれる人物であることを遠回しに表現したりするにとどまる。しかし、より直接に不遇を訴え、主人の恩恵を求める自謙句も存在する。「霜台（彈正台）の冷官であって微禄のため老母の恩に報いることも出来ない。格別の恩寵を賜りたい。」と願う、

匡衡 雖下霜臺秋冷 留薄命以慙 仕朝

而風樹曉驚 歡微禄之未報

恍忽如忘曲垂恩私云爾

大江匡衡「秋夜陪右親衛員外垂相亭子守庚申同賦」
秋情月露深

はその典型である。これら三篇は、自身の困窮ぶりを示し、詩会の主人役の左大臣道長や右近衛権大納言を、沈淪している者を救う力がある人物と仰ぎ見る、主人称賛の句とも言えるのである。正面きって主人の徳や才を称える方法もあるが、対照的に序者が自己を卑下し、主人の優位性を際立たせるのも効果的な手段である。又、不遇な状況にある自分の才学を認め、序者として取り立ててくれた主人に謝意を表すことで、その好文好学の性質や、恵み深さをも称えることができる。

続く院政期の詩序は、先行する寛弘期の傾向を受け継ぎ、積年の苦学とそれが報われない現状とを合わせて訴える。例えば、惟宗孝言「春日於秘書閣同賦花柳如佳妓」の

孝言 士林之瘵葉 詞花之凡藂

迷前途而多愁 記里之車何在

顧殘涯而増歎 過隙之駒難留

雖悅王道之一平 猶怨暮齡之七十一云爾

では、優れた才をもつ人々のなかの自己の不才と、恵まれないまま七十歳の高齢を迎えての将来の不安とを述べる。他の自謙句も概ね同様の内容であり、寛弘期と同じく主人の恩恵を求めるものも少な

くない。このように自謙句の内容の類型化が進み、そのうえ院政期の詩序の九十パーセントに自謙句が伴われている事実は、詩序全体の形式が確立し、詩会の性格を問わず習慣的に自謙句が付されるようになった事を意味するだろう。

V

しかしながら、不遇をかこち恩恵を求めるといのは、詩会の盛儀を称える詩序に必ずしも、ふさわしい内容ではない。自謙句本来の目的からいえば、筆者の不才を述べるにとどめておけばよいはずである。沈淪を訴え、恩恵を求めるといふ点のみで言えば、奏状つまり申文こそ、それにふさわしい文ではなかったか。例えば、橋直幹が村上天皇に奏上した「請被天恩兼任民部大輔闕上状」に

而直幹不_レ量_ヲ涯分_ヲ。謬_リ竊_ニ大業之名_ヲ。既_ニ非_ズ器用_ニ。自_ニ漏_ル明時之禄_ニ。年_ニ齡_漸傾_ク。滿_ル頭_霜雪_一半_ヲ。進_ニ退_惟惟_谷。每_ニ步_ニ山川千里_ヲ。望_ニ後_進之_歎華_ヲ。眼_ニ疲_レ雲路_ニ。對_ニ傍_人之_榮貴_ニ。顏_ニ低_レ泥沙_ニ。独_ニ任_ニ有_道之_邦。独_ニ抱_レ貧_賤之_恥。久_ニ願_ニ浮_運之_質。多_ニ積_レ淪_落之_悲。——後略——

『本朝文粹』卷六奏状中)

という一節がある。対策に及第したものの、不才のため長く卑官にあつて栄達できないまま年老い、後進、同輩に先を越されてしまったことを嘆くもので、この部分は末尾ではないが、この調子の文が最後まで続く。

ところがこの申文が村上天皇の賞翫するところとなったことが幾つかの説話に見える。最も早いものでは『江談抄』第六に次の話が見える。

昇殿者是象外之選也 俗骨不_レ可_ニ以_テ踏_ニ蓬菜之雲_ニ

尚書者亦天下之望也 庸才不_レ可_ニ以_テ攀_ニ台閣之月_ニ

直幹請_レ任_ニ民部少_輔申文。件申文天曆帝令_ニ置_ニ御書机給_ニ

云々

先の引用部分とは違うが「昇殿は俗塵の許されるものではなく、卑官は凡人が望める職ではない」という意味の対句の部分で村上天皇が手元にとどめていた、というものである。少し下って、十二世紀末成立の『宝物集』では先に引用した

望_ニ後_進之_歎華_ヲ 眼_ニ疲_レ雲路_ニ 對_ニ傍_人之_榮貴_ニ 顏_ニ低_レ泥沙_ニ

の対句の部分で村上天皇が賞翫した、と記す。この直幹の申文とその説話はかなり有名だったらしく、引用部分は違うが十三世紀の『十訓抄』や『古今著聞集』にも同種の説話を載せ、後には『直幹申文絵詞』として絵巻にまでなった。これらの説話を事実そのままと考える訳にはいかないが、申文が公文書的な性格を越えて文章としても鑑賞されている一面があったことはたしかである。又、本稿の冒頭に掲げた『宇津保物語』の藤英の挿話も、学才はありながら沈淪に泣く学生という類型が存在していたことを示している。もとより申文と物語と詩序とを一概に同列に扱うことはできないが、

文芸の場で製作された詩序においても自己卑下と不遇感を哀切に表現した自謙句が賞翫されるのも当然のことと考えられる。詩序の中で不遇を訴えるという現象は文人たちの実感がある程度反映するものかもしれない。だが、それがかくも盛んに行われるというのは時代の好尚の要請するところが大きかったはずである。

既に述べてきたごとく、詩序の形式は天曆から寛弘期にかけての平安中期にはほぼ確立した。この時期は宮中や貴族の私邸で頻繁に詩会が開催された時期であり、それを契機として詩序が独立した作品として賞翫されるようになったと考えてよからう。院政期に至って『詩序集』が編まれたことは詩序の独立を明示している。

しかし、作品としての独立とは、本来詩の製作事情を説明するための実用文であった詩序が、鑑賞の対象としての装飾的な文に変貌することであった。それが、過度の類型化を招き、ひいては詩序の衰退を招いたのは皮肉である。院政期の文人たちは平安中期、特に寛弘期に主に行われていた形式と内容を一つの規範としてとらえ、それを遵守したのである。院政期の作品を集める『詩序集』所収の詩序は特に類型化が甚だしい。『不渴鈔』でも

筆體ヲ定ルコト莫レ。五段ノ體ニ拘ハラズ、風情ノ催ニ随ヒ、
景氣ノ宜キニ依——略——

(無刊記板本 下巻7ウ)

と、形式に拘泥することを戒めているが、この戒め自体、既に形式を墨守するだけの新鮮味に乏しい詩序が多かったことを示している。

こうして、形式、内容共に停滞した詩序が平安朝の終わりと共に文芸の場の表舞台から退いたのはやむを得ないことではあった。

注

注1 日本古典文学大系による。

注2 「自謙句」なる語は古本系『江談抄』である醍醐寺蔵『水言抄』一四六段、類従本系『江談抄』卷六、一五段に見える。

注3 大曾根章介氏「平安時代の駢體文について——文章の段落と構成を中心に——」(『百合女子大研究紀要』三号昭・42・12)

注4 大江匡房「詩境記」「我朝起於弘仁承和。盛於貞觀延喜。中興於承平天曆。再昌長保寛弘」(『朝野群載』所収)

なお、分類に当たっては、各時期の間の過渡的な位置にある詩序もあるが、便宜上作者が主に活躍した時期に分類しておいた。

注5 使用したテキストは次のとおり。
『本朝文粹』国史大系第二十九卷下
『本朝文粹』国史大系第二十九卷下

『詩序集』宮内庁書陵部蔵『詩序集』翻刻(『和漢比較文学叢書』8所収)
『菅家文章』日本古典文学大系

『江吏部集』群書類従 第八輯

注6 『本朝文粹』所収の百三十九篇のうち紀長谷雄「白著翁詩序」と大江以言「見遊女詩序」の二篇は伝の性格をもつ例外的な序であり、この二篇を除けば総て詩会の序といつてよい。この二篇は本稿の考察の対象外とする。

注7 注3大曾根氏論文

注8 「懷風藻」中の詩序はほぼ全篇が小島氏「上代日本文学与中国文学」下巻第六篇第一章「懷風藻の詩」にとりあげられ分析されている。本稿では、その中の代表的なものとして藤原宇合の詩序をとりあげた(一三二—一四一—三二六頁)。なお、詩序の構成の分析は小島氏のものにならったが、用語は多少変えている。

注9 中国文学においては、「詩序」の語の定義が我が国とは異なっているのではないかと思われる。中国文学において詩序という場合は、とくに『毛詩』の「大序」「小序」を指し、文章の種類を示す場合には一括して「序」と言い、細分することはないようである。六朝時代の詩文集『文選』の巻四十五、四十六「序」には集の序、詩の序等九篇を収めているが、巻内で項目を分けてはいない。下って宋代に編まれた『文苑英華』は、梁末から晚唐までの詩文を収める全一千巻の大部のものであり、収録される序も、巻六百九十九から巻七百三十八まで、四十巻六百一首と大量である。うち詩の序は二十四巻分を占める。各々の巻は「遊宴」「餞送」等の部立てがなされており、そのうち三巻分は「詩序」の部である。しかしながら、ここで言う「詩序」とは他の部に入らない詩、いわば「雜の詩」の序という意味であるらしい。我が国における詩会全体の序としての詩序にあたるものは、「遊宴」部の序になる。本稿では、便宜上「初唐詩序」という語を使用するが、厳密には「初唐遊宴詩の序」というべきであり、中国においては日本で言う「詩序」なる熟語の概念は殆どないと言つてよい。

注10 注3大曾根氏論文

『不渴鈔』は平安朝の詩文を分析、帰納した実用的な文章作法書であり、平安朝の詩文の形式、構成を考えるうえで有効な手段となり得る。本稿でも大曾根氏の論文に基づき、『不渴鈔』の記述に従つて進めて行きたい。

注11 九大萩野文庫蔵本

注12 『不渴鈔』には、具体的に「待花催勝遊」の題でそれぞれの実例を掲げらる。

以艶字在之・待新花之未開 催勝遊之有興
直載題字之様・以待花催勝遊之題 為今朝詠吟之篇目
置当句对他句之様・迎春展佳会 待花催勝遊

以風情置題意之様・尋靈句而寄望 発希声而応物

これによれば、「艶ノ字ヲ以テ之ヲ催ス」とは「艶なる字」すなわち優美な字で題字を修飾することであり、「風情ヲ以テ題ノ意ヲ置ク」とは題字を用いず題の趣を表すことになる。

なお、大曾根氏は注3論文の中で題字の載せ方について、「その場合に直接に題字を載せる、題字をもって他句と対属をなす、その詩題の風情を取る、題意と同じ発想を取る、の四種の様式を挙げている。」

と述べておられる。これは、一番目の「以艶字在題字」を四種を総括した説明と考えられたためであろう。

注13 群書類従本「作文大体」も「雜序体」の項目を立て、詩序の形式を更に細かく十一の部分に分けている。しかし基本的には「不渴鈔」と同じく、冒頭部、中間の詩題掲載部、末尾の自謙句の三つに大別できる。ただし、小沢正夫「作文大体の基礎的研究」によれば、「雜序体」の項目をもつ系統の本は全て室町時代前後の成立である。

注14 川口久雄氏「平安朝漢文学史の研究」中巻第十一章第五節「句題詩の流行」と句題和歌

注15 是善の詩序は大納言南淵年名の山荘で行われた尚齒会、つまり白居易ら中唐詩人たちに倣った行事での詩序であり、自らを白居易になぞらえることにもなるのだから、謙遜を表明するのは当然であろう。従つて、この作に關しては、他の九篇とはいささか性格が異なるものと考えるべきであろう。

注16 寺杜での詩会、特に応和四年に慶滋保胤らによって始められた勸学会については、桃裕行「上代学制の研究」第三章第四節、小原仁「文人貴族の系譜」第三章に詳し。

注17 『淮南子』説林訓「大厦成而燕雀相賀」

注18 『孔子家語』致思「子路見於孔子曰、負重涉遠不擇地而休。家貧親老不擇椽而仕」

注19 残る一篇の紀長谷雄「九月尽日惜殘菊」を掲げる。

臣本陪蓬萊之宮、今落塵土之境

古人傾菊花者白日昇天

請試喰飽將驗先言、云爾 謹序

かつて殿上に陪した自分が現在無官の状態にあることから、菊花を食べた

人が天に昇ったという『初学記』巻一七菊所収の故事を引用し、「自分も同じく菊花を食べて試してみたい、すなわちもう一度殿上に陪侍したい」と訴えているのである。この序がいつ頃の作なのかははっきりしない。しかし美材の場合ほど切迫したものではなく、我が身を卑下することにより宮中の仙境的な素晴らしさを称賛する意図が強い自謙句であるといえよう。

注20 寛弘期を代表する文人である大江匡衡は不才のみを述べる句を六篇も残しているが、匡衡には現存する家の集『江吏部集』中に三十篇もの詩序が残っているので、各十篇足らずしか残らぬ他の文人と割合を比較することは難しい。内容も匡衡の作に典故を用いた長文の自謙句が多いのに対して、それ以外の文人の作はいずれもごく慣用的な謙辞を述べるに過ぎない。

注21 大江維時『千載佳句』藤原公任『和漢朗詠集』等に見られる対句、就中隔句対への一般的な嗜好が自謙句に隔句対を使用する傾向に弾みを付けたと考えられる。

注22 『康頼宝物集』中（統群書類従第三三掛下）

注23 『十訓抄』第十一「才能云事ヲ庶幾ス可キノ事」

注24 『古今著聞集』巻四文学第四、一四二「村上天皇直轄が申文を惜しみ給ふこと」

注25 後藤昭雄氏『平安朝漢文学論考』三、一条朝前後「一条詩壇と『本朝麗藻』」

飯沼清子氏「平安時代中期における作文の実態——小野宮実資の批判を緒として——」（『国学院雑誌』昭・62・6）